

○本学の入学料・授業料免除制度の変更予定について（学生周知） 2025年11月

令和2年度より、学部生の授業料免除は、日本学生支援機構の給付奨学金と大学における授業料・入学料免除がセットになった国による高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）に移行していましたが、本学では、当面の間は経過措置として、新制度の基準に該当しない学部生や新制度の基準に該当するが全額免除とならない学部生などを対象に、新制度による授業料免除と併せて京都大学独自の授業料免除制度（以下、「独自制度」という。）にも出願（併願）可としておりました。

しかし、令和7年度より新制度においては、新たに多子世帯に対する入学料・授業料を無償とするなど、支援が拡充されている状況を受け、令和8年度以降に入学する学部生※の入学料・授業料免除については、独自制度への出願を不可とします。ただし、入学料徴収猶予については、独自制度への出願が今まで通り可能です。

なお経過措置として、令和7年度以前の入学者については今まで通り変更はなく、独自制度との併願を認めます。

	令和8年度以降入学者※	令和7年度以前入学者※ (経過措置)
学部生	≪入学料免除・授業料免除≫ ・ 新制度のみ （多子世帯無償化を含む） ≪入学料徴収猶予≫ ・独自制度（新制度の申請資格を満たさない者）	≪授業料免除≫（変更なし） ・新制度（多子世帯無償化を含む） ・独自制度（新制度の申請資格を満たさない者、新制度で満額の支援が得られない者）
大学院生	・独自制度のみ（変更なし）	

※留学生を含む